

議案第107号

鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第3項の規定により、鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例の制定の請求を次のとおり意見を附けて付議する。

平成23年8月17日提出

鳥取市長 竹内 功

鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例案

（目的）

第1条 この条例は、現在鳥取市の進めている市庁舎新築移転計画に対する市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

（住民投票の実施）

第2条 住民投票は、次の通り実施する。

- （1）住民投票に付する事項 市が現在進めている市庁舎新築移転計画の是非。
- （2）投票の期日 条例公布の日から30日以内に執行するものとする。
- （3）投票有資格者 平成23年6月2日現在において、永久選挙人名簿に登載されている市民とする。
- （4）投票の方法 市が現在進めている市庁舎新築移転計画に賛成のときは投票用紙に○、反対のときは投票用紙に×をつけて投票箱に入れる。
- （5）投票の執行 市長が執行するものとし、地方自治法（昭和22年

法律第 67 号) 第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を鳥取市選挙管理委員会に委任するものとする。

2 市長は、住民投票の結果が確定した時は、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を報告しなければならない。

(情報公開)

第 3 条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう、必要な情報提供をおこなうものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

(投票運動)

第 4 条 住民投票に関する投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票結果の尊重)

第 5 条 市長および市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、委任を受けた市選挙管理委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法第 7 4 条第 3 項の規定により、鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例の制定の請求を意見を付けて付議するためである。

意見書

鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例案（以下「住民投票条例案」といいます。）は、市庁舎の新築移転計画の是非を住民投票で決定しようという内容であります。

このたびの直接請求は、署名数が法定数を超え、50,304人あったことは、市庁舎の抱える課題に多くの方に関心を寄せていただく契機となったと理解しています。

住民投票は、地方議会と市長による代表民主制を基本とする地方自治制度にあって、これを補完する制度として地方自治法に規定があり、また、鳥取市自治基本条例においても住民投票を規定しています。

住民投票を行うにあたっては、それぞれの事案に応じて投票に付すべき事項、成立要件などの事項が定められていることが必要です。また、相当な経費を市費から支弁することや市民の皆さんに時間と労力をかけて投票をお願いすることになります。住民投票を実施した場合には、その効果として投票結果を尊重すべきものとされています。

こうした制度の趣旨に照らして、住民投票の実施については、個々にその内容を十分に検討することが求められます。

直接請求の内容について、市長は議会に提案するにあたり、意見を付することとされています。①住民投票条例案の内容に関する疑問点及び問題点、②市庁舎の新築移転事業それ自体の必要性及び緊急性、の2点についての私の意見は、次のとおりであります。

議員各位におかれましては、この住民投票条例案について厳正なるご審議と賢明なるご判断をいただきますようお願い申し上げます。

1. 住民投票条例案の疑問点及び問題点

住民投票条例案の条文の順に、4つの疑問点及び問題点を申し述べます。

- (1) 住民投票条例案第1条には、「市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする」とあります。

そもそも、市庁舎の新築移転事業は、議会制民主主義に基づき議会における調査・検討が行われ、市は議会の決定を踏まえ、市民に情報提供を行い、市の方針に対して理解を求めながら進めています。しかしながら、同条によれば、住民投票をしない限り市政は民主的でなく、健全な運営を図っていないと述べたに等しいこととなります。この条文は議会制民主主義にのっとり適正な手続により正当に進められてきた本事業の取り組みの実態と矛盾するものです。

- (2) 住民投票条例案第2条第1項第1号には、住民投票に付する事項として「市庁舎新築移転計画の是非」とあります。現在の市庁舎等はできるだけ早期に耐震化すべき状況にあります。住民投票条例案の制定請求の要旨の中において、「市庁舎の耐震化は不可避の課題」と記載されているにもかかわらず、住民投票条例案には、新築移転以外の代替案（選択肢）が具体的に示されていません。これは重大な問題点であります。新築移転以外の耐震化の選択肢がない中で、新築移転が選ばれなかった場合には、耐震化のため何をすべきかが明らかにならず、問題解決につながらないことになるからです。選択肢を欠いた住民投票では、耐震化をどう進めるべきかという緊急かつ重要な課題の解決に役立つとは言えません。

A案とB案の選択肢が具体的に示され、市民の判断に付すべき事項が明確に特定されていることが、耐震化をどう進めるべきかの住民投票にとっては不可欠です。

さらに、住民投票条例案についての署名は市庁舎の新築移転計画の内容がまだ

具体的に特定されていない状況の中で行われたことを指摘しておく必要があります。市庁舎の新築移転計画について、市民が判断するのに必要な具体的な内容は、現在策定中の基本計画において取りまとめを進めているところです。新庁舎の機能、規模、概算事業費等の検討結果は、本年10月に市の案を示す予定としており、現時点では新築移転計画の具体的な内容は十分に特定されていないと考えます。

(3) 住民投票条例案第3条第1項には、「市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう、必要な情報提供をおこなうものとする。」と記載されていますが、「適切な情報」及び「必要な情報提供」の具体的な内容がどのようなものなのか、表現が抽象的で具体的な特定がなされていないことは問題であります。

(4) この住民投票条例案には、住民投票の成立要件に重要な投票率に関する規定がありません。住民投票を通じて民意を明らかにし、住民投票条例案第1条において「市民の意思を明らかにするための住民投票を行い」とし、住民投票条例案第5条において「住民投票の結果を尊重しなければならない」と規定していることをあわせ考えると、住民投票には、最低投票率の要件を設ける必要があります。例えば直近の市議会議員選挙の投票率である57.20%以上の有効投票があることを住民投票を有効とする条件とすべきではないでしょうか。政策を選択するにあたり、間接民主主義を補完するために住民投票を実施し、市及び市議会がその結果を尊重しようとする場合、住民投票の投票率が、あらかじめ定めた水準を上回るものでない限り、投票結果を民意として尊重することには、大きな矛盾があると考えます。

2. 市庁舎の新築移転事業の必要性和緊急性

現本庁舎及び第二庁舎は、平成7年の阪神・淡路大震災の発生により、平成8年に耐震診断を行った結果、耐震性が劣ることが判明しました。それ以降、市議会の「公共用地等の利用に関する調査特別委員会」で議論され、平成10年に「新庁舎の建設整備をすべき」との報告をいただきました。また、職員による「市庁舎整備検討委員会」でも「新築」ということで具体的な整備の方向性が示されました。しかし、本市の様々な課題や市町村合併があり、この整備の検討は、見送られました。

市庁舎は、耐震性の問題のみならず、設備等の老朽化とそれに伴う維持管理費の増加、本庁機能の7箇所分散、バリアフリー化の不備、狭あいな庁舎空間、駐車場の不足など多くの深刻な問題を抱えています。その後、平成20年の耐震診断計画に基づき、議会で必要な予算の議決を得て、平成20年から平成21年にかけて耐震診断を実施したところ、「大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」という結果が出たことから、市庁舎の耐震対策の本格的な検討に入りました。

市議会では、平成21年3月に「鳥取市庁舎等に関する調査特別委員会」を設置し、約1年半にわたり耐震対策の検討・議論がなされ、平成22年9月に「①新築を推進すべき、②合併特例債を財源の柱にすべき、③分散している機能を1カ所に統合すべき」との最終報告が行われました。また、平成22年12月に「鳥取市庁舎建設に関する調査特別委員会」が設置され、建設に向け、庁舎の規模（統合の範囲）と建設場所について検討・議論が行われ、庁舎の規模（統合の範囲）については、下水道庁舎と駅南庁舎は活用することが本年3月決定され、建設候補地については、同年6月に「旧市立病院跡地」が良いと方向づけられました。この間、本年3月には、新庁舎建設を盛り込んだ第9次鳥取市総合計画の議決及び基本計画策定の予算についての議決もいただいております。私は市民の代表である議会といわば二人三脚でこの事業を進めてきたところです。また、市民の皆さんに対し、市民アンケ

ートの実施、市報等による情報提供と意見募集、地域説明会、市民フォーラム、出前説明会を行い、市民のご意見を伺いました。

そのうえ、本年3月11日に発生した東日本大震災により、災害に強く、市民の安全安心を守る防災拠点として真に機能する庁舎の整備が必要であることが明らかになりました。庁舎の機能が麻痺すると、災害時の対策拠点として初動体制や被災者の支援等に大きな支障が出ます。また、災害時でも通常の行政事務をできるだけ継続して提供していく必要があります。庁舎は単に壊れないというだけでなく、災害に遭っても機能を全うできるものにしなければなりません。そのため、現在、庁舎の抱えている課題を解決するには、耐震改修では不十分であります。そこで、新庁舎を建設することにより、安全安心を守る防災拠点として真に機能する庁舎の実現が図られるとともに、あわせて庁舎の分散の解消とワンストップサービスの実現による利便性の向上、多目的スペースや情報発信機能の整備など市民の交流拠点となる庁舎の実現、バリアフリー化による使いやすい庁舎の実現、省エネ・自然エネルギーの活用による環境への配慮などが実現でき、現在抱える問題点の解決を図ることができます。

建設費の財源については、第9次鳥取市総合計画の中で新庁舎建設を前提とした長期的な財政見通しを立てており、健全な財政運営を堅持しつつ、合併特例債、国の補助金、基金等を活用していきます。平成26年度まで活用することのできる合併特例債という有利な財源を活用して、今、庁舎の新築移転を行わなければ、市民負担が3倍以上に増大し、財政上大きな問題となることが明らかです。たとえ耐震改修をしたとしても、いずれ建替えの必要が出てくるのです。後の世代に負担を先送りしないためには今、事業を行うことが最良の選択です。

これらの詳細な検討のうえで、市民の皆さんからのご意見や市議会の議論を踏まえ、市として本年3月25日に「鳥取市新庁舎建設に関する基本方針」を決定し、庁舎の新築統合をめざす方針を明らかにしました。建設候補地は、市議会の検討結果などを踏まえ同年6月24日に旧市立病院跡地と決定しました。

災害に強く、市民サービスの拠点となる市庁舎の新築移転は、防災体制の強化、まちづくりの推進、地域経済の活性化などの観点から、必要性和緊急性の高い重要な事業です。今こそ、現在と将来の市民の皆さんのために新庁舎建設と魅力あるまちづくりを共に進める時期であると私は、認識しています。そのため、今後も市としては、市民の皆さんや議会に対し、引き続きこの取り組みについての情報の提供や説明に最善を尽くすこととしています。

平成23年8月17日

鳥取市長 竹内 功

鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例制定請求書

1 住民投票条例制定請求の要旨

鳥取市では、現在、市庁舎の新築移転計画が進められつつあります。しかし、その計画の内容および計画の進め方について、市民に十分な説明責任が果たされているとは言えず、市民からは以下のような厳しい指摘や批判的意見が出されています。

- ①「市民へのアンケート調査」では、耐震改修か新築かの選択肢がなく、新築が前提となっており、また、建設場所についても、「駅周辺」へ誘導する内容となっている。
- ②まちづくりの全体構想が示されないまま、新築移転計画が性急に進められている。
- ③鳥取市の厳しい財政状況、今後の厳しい財政見通しが十分に考慮されておらず、将来に重い財政負担を残す恐れがある。
- ④東日本大震災で、国も巨額の費用を投じ、復興へ踏み出そうとしている時に、100億円以上かけて新築移転することが本当に適切なのか。
- ⑤行政機能の一極集中より分散化を目指し、リスクの分散化を図るとともに、身近なところでのサービスを充実させるため分庁舎や総合支所の充実を行うべきではないか。

市庁舎の耐震化は不可避の課題ですが、市庁舎新築統合移転となると、市の将来を見据えた都市計画・まちづくりのビジョンにもかかわる重大な問題であり、かつ、莫大な予算を必要とする一大事業でもあります。後世に禍根を残すものであってはなりません。

従って、拙速な対応は避け、鳥取市自治基本条例の趣旨を踏まえ、市民に積極的に情報を公開し、市民の合意形成を図りつつ慎重に進める必要があります。しかるに、この間の新築移転計画の進め方は、「政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民に分かりやすく説明しなければなりません」（自治基本条例第23条）というその趣旨を市長自らが踏みにじろうとするものと言わざるをえません。

以上のことから、鳥取市の市庁舎新築移転計画について、改めて市民にその是非を問う条例の制定を求めるものです。

2 請求代表者

鳥取市大覚寺74番地13

会社役員 吉田幹男 ㊞

鳥取市川端一丁目120番地

会社員 米村京子 ㊞

鳥取市正蓮寺245番地81

無職 谷口隆秋 ㊞

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定を請求いたします。

平成23年8月8日

鳥取市長 竹内 功 様